

平成28年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	3月7日 午前10時00分		
	延 会	3月7日 午後2時55分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福 祉 保 健 課 長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成28年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 1 号

平成28年 3 月 7 日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		村長の施政方針	
6	議案第 7 号	今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第 8 号	今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決
8	議案第 9 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第 10 号	今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第 11 号	今帰仁村行政不服審査会条例の制定について	説 明
11	議案第 12 号	今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について	説 明
12	議案第 13 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	説 明
13	議案第 14 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	説 明
14	議案第 15 号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	説 明
15	議案第 16 号	今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について	説 明
16	議案第 17 号	今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について	説 明
17	議案第 18 号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
18	議案第 19 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	議案第20号	土地の取得について	説 明
20	議案第21号	北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について	説 明
21	議案第22号	沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について	説 明
22	議案第23号	平成28年度今帰仁村一般会計予算について	説 明
23	議案第24号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	説 明
24	議案第25号	平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	説 明
25	議案第26号	平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	説 明
26	議案第27号	工事請負契約について	説 明
27	報告第1号	専決処分の報告について	報 告
28	報告第2号	平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について	報 告

○ 議長 東恩納寛政君 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成28年第1回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 與那嶺好和議員及び9番 山城 太議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月18日までの12日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配布されています。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配布の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

12月8日 今帰仁村各種団体親善スポーツ大会に参加しました。

13日 第33回各字対抗少年駅伝競走大会(防犯駅伝大会)が行われました。

14日 「酒田市少年の翼」引率職員の歓迎会が行われました。

15日 県立農大誘致今帰仁村期成会決起大会を開催しました。

15日 北部広域市町村圏事務組合例月出納検査を行いました。

21日 年末年始の交通安全県民連動出発式に参加しました。

21日 沖縄県防衛協会北部支部懇親会に参加しました。

25日 北部広域市町村圏事務組合議会 臨時会に参加しました。

25日 乙羽会忘年会に参加しました。

1月2日 新春ロードレース大会が行われました。

4日 平成28年村成人式・新春の集いが行われました。

6日 平成28年消防出初式が行われました。

13日 J Aおきなわ北部地区新春の集いに参加しました。

15日 北部広域市町村圏事務組合例月出納検査を行いました。

- 1月18日 今帰仁グスク桜まつり実行委員会が開催されました。
- 19日 北部振興シンポジウムに参加しました。
- 19日 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との「新年会」に参加しました。
- 23日 第9回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーが行われました。
- 24日 今帰仁郷友会新年会に参加しました。
- 2月10日 「ふれあい少年の翼」結団式が行われました。
- 10日 北部広域市町村圏事務組合例月出納検査を行いました。
- 15日 北部振興会第2回総会に出席しました。
- 15日 沖縄県議会議員及び市町村議会議員交流会に参加しました。
- 16日 第45回定期総会、及び議長・局長懇親会に出席しました。
- 18日 町村議会議員・事務局職員研修会に出席しました。
- 24日 村政功労者表彰式典・祝賀会が開催されました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 村長行政報告を行います。お手元に報告書が配付されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

- 12月
 - 1日 北部市町村会負担金補助金審議委員会総会が開催されました。
 - 1日 子どもの貧困問題意見交換会に参加しました。
 - 2日 北部森林組合理事会に参加しました。
 - 4日 納税表彰式を開催しました。
 - 8日 今帰仁村各種団体スポーツ大会が開催されました。
 - 13日 本部地区防犯駅伝が開催されました。
 - 15日 県立農大誘致今帰仁村期成会決起大会を開催しました。
 - 16日 子牛共進会が開催されました。
 - 21日 交通安全祈願祭・出発式を開催しました。
 - 22日 本今消防組合通信指令システム運用開始式が開催されました。
 - 24日 北部医療協議会が開催されました。
- 1月
 - 2日 第38回今帰仁村新春ロードレース大会が開催されました。
 - 4日 平成28年村成人式・新年の集いを開催しました。
 - 6日 本部町・今帰仁村消防組合出初式を開催しました。
 - 13日 J Aおきなわ北部地区新春の集いに参加しました。
 - 14日 市町村長研修会・年始会に参加しました。
 - 14日 幼保施設庁内検討委員会を開催しました。
 - 15日 黒田クロ・木村悠方子出版記念講演会に参加しました。
 - 16日 今帰仁村家畜市場初セリが開催されました。
 - 18日 今帰仁グスク桜まつり第2回実行委員会を開催しました。

- 1月
- 18日 今帰仁村子ども・子育て会議を開催しました。
 - 18日 トヨタ（電気自動車）キックオフイベントが開催されました。
 - 19日 「北部振興シンポジウム」に参加しました。
 - 22日 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の中間報告に関する市町村長意見交換会が開催されました。
 - 23日 グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。
 - 24日 今帰仁村郷友会新年会に参加しました。
 - 27日 畜産振興センター落成式典に参加しました。
 - 29日 県高校新人駅伝が開催されました。
- 2月
- 1日 一括交付金市町村協議会が開催されました。
 - 2日 沖縄県赤十字大会が開催されました。
 - 2日 大学生アンバサダーとの意見交換会を開催しました。
 - 3日 介護保険広域連合協議会・運営会議に参加しました。
 - 9日 市町村職員互助会理事会が開催されました。
 - 10日 ふれあい少年の翼結団式を開催しました。
 - 12日 琉球新報活動賞贈呈式に参加しました。
 - 14日 ふれあい少年の翼解団式に参加しました。
 - 14日 今帰仁村民泊同窓会・交流会に参加しました。
 - 15日 北部振興会が開催されました。
 - 16日 健康づくりモニターツアー入村式（仙台市）に参加しました。
 - 16日 農業農村整備事業意見交換会に参加しました。
 - 17日～19日 町村長視察研修に参加しました。
 - 20日 第5回沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。
 - 23日 対米請求権事業理事会が開催されました。
 - 24日 フラワーポット贈呈式に参加しました。
 - 24日 村政功労者表彰式を開催しました。
 - 25日 市町村職員互助会役員会・総会が開催されました。
 - 26日 町村会定期総会が開催されました。
 - 26日 山内学教諭・大城昭子教諭文部科学大臣優秀教員表彰祝賀会に参加しました。
 - 27日 金武町フットボールセンター竣工式が開催されました。
 - 27日 インドマニプリ舞踊・太鼓公演が開催されました。
 - 28日 児童育成基金芸能公演 レキオス～立春～が開催されました。
 - 29日 健康づくりモニターツアー入村式（酒田市）に参加しました。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第5. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせていただきます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 平成28年度施政方針。

はじめに

平成28年第1回今帰仁村議会定例会の開会にあたり、私の所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成16年8月に第24代今帰仁村長として就任し、3期12年目を迎えております。これまで、村民の皆様には温かい励ましとお力添えを賜り村政運営を進めることができましたことに対し、心より御礼を申し上げます。

さて、戦後70年を迎えた昨年は、新基地建設問題で政府と県知事の対立が激化し、大揺れの1年となりました。今後とも、私は沖縄のアイデンティティーを大切にする県知事をオール沖縄の立場から全面的に支援していきたいと考えております。私の政治信条であります「平和で豊かなむらづくり」を掲げ、村民の皆様福祉向上に全身全霊を傾けていく所存であります。平成28年度においては、コミュニティバスの運行にむけて調査・検討を行います。

昨年10月には、TPP（環太平洋経済連携協定）の交渉が大筋合意し、同協定が実際に発効した場合、農産品全体の価格水準が下落することが懸念されることから、県や生産団体などと連携し、国へ万全の対策を求めていきたいと思ひます。

ふるさと納税のお礼として村の特産品を発送するサービス「ふるさと納税返礼制度」を10月17日から始めたところ、寄附額が2億円に迫る勢いであります。頂きました温かい寄附金の活用方法については、ご寄附者の指定事業、福祉行政や子育て支援、教育、産業支援等に活かしていきたいと思ひます。

平成27年度は、地方の人口減少対策に取り組む「地方創生元年」と言われております。地方創生先行型交付金を活用し、「大学生アンバサダーを活用した今帰仁村観光開発・移住促進事業」を実施しました。今後も村の総合戦略の策定・実施の取り組みを進めて参りたいと思ひます。

昨年10月から11月の間、村内全宇公民館で、①ごみの減量化に伴うもえるごみと粗大ごみの有料化について②今帰仁村墓地基本計画について③マイナンバー制度についての説明会を実施し、村民の皆様から貴重なご意見を拝聴致しましたので、これからの政策に活かしていきたいと存じます。

また、新年度は、前回村内外で高い評価を受けました「まるごと今帰仁観光・物産と芸能フェア」の開催、5年に1度世界の県系人が沖縄に集い交流を深める「第6回世界のウチナーンチュ大会」への参画等を計画しております。

引き続き沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）制度の有効活用や北部連携促進事業の計画策定を推進して参ります。

これまで懸案事項でありました村民の安心・安全を守るための施設「防災行政無線」が完成し、新年度より本格的運用を開始いたします。

なお、村の社会福祉関連費用が年々増加傾向にあるなど厳しい財政状況にありますが、今後とも関係機関の動向を注視し、村民生活への影響を見極めながら村政運営に取り組んでまいります。

むらづくりは、村民と行政が協働し築きあげていくものと考えております。村民と膝を交えて話し合う

姿勢を大切にし、村政への村民参加の促進を図ることで、むらづくりを進めていく所存であります。

平成28年度の重点施策

平成28年度の重点施策は次のとおりです。

(1) 県立農業大学校の誘致について

昨年度に引き続き、本村の優位性を生なして、沖縄県立農業大学校の誘致実現に向けて、村民と共に強く県へ要請していきます。

(2) 地方創生について

平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」成立を受け、平成27年度は、今帰仁村においても人口動向を把握し分析するとともに、2060年の長期将来展望を示す目標人口として、おおむね1万人を目指す人口ビジョンを策定しています。又人口ビジョンを受け、まち・ひと・しごとの好循環の確立を基本視点に、今帰仁村の人口減少に歯止めをかける施策としての基本方向や基本目標を示す5か年計画の総合戦略を策定しています。

平成28年度は、総合戦略の目標に向かい取り組んでいく年であり、今帰仁村第四次総合計画の将来像実現に向けて策定した前期基本計画の最終年度となっています。これまでの実施状況を検証し、沖縄21世紀ビジョン基本計画の動向も見据えて、後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

(3) 北部連携促進事業について

平成27年度非公共事業の新規で「今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業」が採択され、運天港に冷凍・冷蔵施設を整備することで、北部地域の農水産物の鮮度を保ちながら安定供給と地域の農水産業の振興に結び付けていきたいと考えております。

また、平成27年度より継続事業であります村営兼次第2団地新築事業を実施してまいります。

(4) 子育て支援対策について

県との連携を図り、本村の子ども達がおかれている状況に応じた取り組みを実施するため、沖縄県が設置した「沖縄子どもの貧困対策推進基金」を活用し、子ども・子育て支援対策を効果的に推進してまいります。

また、大学、短期大学、専修学校等へ入学される学生の保護者で、入学に要する費用の支弁が困難な保護者に対し、入学準備金の貸付を行うための基金を設置します。

(5) 家庭ごみの有料化及び村墓地基本計画について

平成28年2月から家庭ごみの有料化がスタートしました。

本村では、「今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」に基づき、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物を適正に処理し、地域の環境美化の推進並びに生活環境の保全に努めてまいります。

また、墓地行政については、「今帰仁村墓地基本計画」を基本として、墓地問題への対策に取り組んでまいります。

(6) 集落基盤整備事業（今帰仁西地区）について

本事業は、農道や集落道、防災安全施設等を整備することにより、生産基盤の改良と農村生活の利便性及び安全性の向上を図ってまいります。事業対象地区は、今泊・兼次・諸志区で平成28年度も継続して事業を実施してまいります。

(7) 農業振興について

本村産業振興のリーディング産業は、農業であります。農業振興を図ることで他産業と一体となったむらづくりを目指すため、平成28年度も災害に強い栽培施設の整備事業等の推進や農林水産業と観光を結びつけた振興策の推進に努めていきたいと考えております。

(8) 北山学園プロジェクトについて

平成28年度は北山学園プロジェクトをより継続・強化していく為、北山高校の魅力化を推進します。これまで行ってきた村営塾のリニューアルと地域おこし協力隊を活用し、学力の向上を図りながら推薦入試対策、AO入試対策に取り組めます。

「人材を持って資源となす。」と言われるように日本一の教育立村構築の為、学力向上はもとより、キャリア教育を中心に自らの生き方、行動のあり方を充実させる事業を仕組みながら地域貢献・社会貢献できる人材の育成を目指します。

以上重点施策を述べてきましたが、事業実施の効率化を図り、村民サービスの向上を目指し、全庁的に取り組んでまいります。

次に、平成28年度の村政運営に関する事項別について、ご説明を致します。

当初予算について

○一般会計について

平成28年度の当初予算総額は、5,690,810千円で対前年度比12.4%の増となっています。その主な要因は、今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業や村営兼次第2団地新築事業の増によるもので、土木費は、730,202千円の増となっています。

一般会計で約3割を占める民生費については、対前年度比12.0%の増となっており、一般財源の必要額は、903,415千円でなお増加傾向を示しています。

限られた財源で財政需要に対応するためには、補助事業導入を最優先に掲げ、経費支出の効率化を図るなど、一般財源経費削減に努め、今後とも健全な財政運営に向けて、取り組みを進めてまいります。

○国民健康保険特別会計について

平成28年度の国民健康保険特別会計については、総額1,963,554千円を計上し昨年度より17.8%の増となっています。一般会計からの繰入れや内部努力等により、今年度も引き続き国民健康保険の健全運営に努めてまいります。

○後期高齢者医療特別会計について

平成28年度の後期高齢者医療特別会計については、総額81,553千円を計上し昨年度より1.7%の減となっています。今年度も引き続き高齢者の医療費を安定的に支えてまいります。

○簡易水道事業会計について

平成28年度の簡易水道事業合計の総額は、972,552千円で、18.2%の減となっています。

主な要因は、建設改良費の減で簡易水道事業の事業完了によるものとなっております。

自主財源の確保について

○税収の向上に向けて

安定的な財政運営を図るためには、村税等の自主財源の確保は極めて重要であります。

本村においては、平成27年10月からスタートした「ふるさと納税返礼制度」により、これまで多くのご寄附が寄せられ、地元経済の活性化に大きな役割を果たすものと考えております。

村税収入の維持・拡大を図るためには、地元経済の活性化が重要となってくることから、「ふるさと納税返礼制度」のさらなる充実を図り、魅力的な農産物や特産品、また観光資源などを全国の方々に知っていただくことにより、地域経済の活性化が図られ、雇用機会や消費の拡大につながるものと考えております。

また、収納向上対策については、これまでも様々な取り組みを行い、一定の成果をあげております。引き続き、徴収職員や村税等滞納整理嘱託員の徴収技術の一層の向上に努めるとともに、「今帰仁村収納対策会議」を核として、全庁的な収納対策を推進し、村税をはじめとする村の未収債権の縮減に努めてまいります。

○納税意識の高揚を図るために

納税意識の高揚を図るためには、村民の皆様が税金の果たす役割と税の仕組みについて正しく理解することが大切であります。

本村では、村広報紙やホームページ等を活用し、税知識の普及と納税意識の高揚を引き続き推進していきたいと考えております。

次代を担う児童・生徒には、税の意義や役割を正しく理解してもらい、租税に対する理解が村民各層に広がっていくことを目的として名護税務署と連携し、租税教室を開催します。また、税に関することをテーマとした標語や作文を書くことをとおして、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくことを目的に「税の作文・標語コンクール」を開催し、租税教育の充実を図ってまいります。

安心できる窓口「住民サービス」の向上について

住民サービスの向上を図るため、行政は住民に対するサービス業であるという意識を徹底するとともに、窓口環境の改善マナーの向上など、住民目線に立ったサービスの充実・改善に努め、親切、丁寧な誠意を

持って接し「さわやかな親しみのある窓口」を目指します。

窓口業務における住民サービスの更なる充実を図るため、来庁される村民の目的を的確に把握し、迅速かつ正確に処理し、村民の立場にたった説明を心がけるとともに、一層きめ細かなサービスに努めてまいります。

環境衛生について

豊かな生活環境を次世代に引き継ぎ、適正なごみ処理と減量化を推進するため、平成28年2月から「燃えるごみと粗大ごみ」の有料化がスタートしました。

平成28年度は、家庭ごみの有料化によって、ごみ処理が大きく変革する年であります。

本村では、これまで以上に村民、事業者、行政それぞれの立場から役割と責任を分担した協働の取り組みへのご協力とご理解をいただき、新聞雑誌などの古紙類や古着などの資源物の分別徹底への啓発活動や、家庭用生ごみ処理容器等の普及促進を図るとともに、快適で住みよい循環型社会の実施に向け、ごみの減量化・資源化の推進に取り組んでまいります。

また、墓地行政につきましては、平成28年度から、「墓地埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営（設置）許可等に関する事務が沖縄県から権限移譲されます。

権限移譲後は、今帰仁村墓地基本計画を基本として、墓地対策の課題に適切に対応してまいります。

子育てしやすい村づくりについて

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で支援する体制を整え、切れ目ない支援を総合的に提供するため「今帰仁村子ども子育て計画」に基づき、多様な需要を考慮した子育て支援施策を推進します。今後とも支援の拡充と質の向上を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

○子育て応援について

子育て家庭の医療費の負担軽減の拡充を図るため「子ども医療費助成事業」における小学生と中学生の通院について、新たに歯科診療に係る医療費の助成を行います。

総合的な子育て支援が行えるよう、保健センターに「子育て世代包括支援センター」の機能を備え、胎児期から就学前の子育て時期にわたって切れ目なくワンストップで対応できる体制を築きます。

また、生活が困窮する世帯における子どもや保護者の支援を行うため、平成28年度は支援員を配置し、実態把握に努め、子どもの成長に応じた支援策の構築に努めます。

○母子及び父子の福祉について

育児の悩みや仕事と家庭の両立等、必要な情報収集や資格取得など、自立支援に取り組む村母子会の組織活動を支援します。また、ひとり親世帯への医療費助成事業を継続実施します。

福祉保健行政の推進について

○地域福祉について

安心して、いきいきとした生活を送ることができる地域社会づくりに向け、障がい者、高齢者、児童母子等の個別計画に基づき、医療・介護・保健・福祉が連携した包括的ケアシステムの構築を図り、全て村民にやさしい村づくりを推進していきます。また、独居高齢者や障がい者等の見守りなど、地域で支え合う体制づくりを構築することは必要不可欠であり、今後も「要援護者避難計画」に基づき、災害時等の避難支援に取り組んでまいります。

○高齢者福祉について

高齢者の皆様が豊かな生きがいのある老後生活を送ることは大切なことです。培った経験や知識・技能が、次世代へ受け継がれ活かされるとともに、豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくため、今後とも、希望に満ちた地域社会を創造し高齢者の社会参加ができるよう、村老人クラブ連合会や各字老人クラブへの活動支援を行います。

○介護保険について

平成28年度は、新しい総合事業が実施されます。この事業は要支援認定を受けた方と基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されます。可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、住民が主体となった福祉のむらづくりを目指し、地域の人材が有機的につながり合う地域福祉体制の強化を図ります。

○障がい者福祉について

障がい者福祉につきましては、日常生活用具の給付や補装具支給の充実を図り、育成医療、更生医療等の給付及び重度心身障害者医療費助成事業を継続実施いたします。障害のある方やその家族に対し、日常生活及び社会生活の総合的な支援に取り組めます。

健康づくりの推進について

健康づくりは、村民が豊かな生活を送る上で最も基本的なものであるとともに、高齢化社会における医療費の適正化の視点からも大変重要であると考えます。

病気の予防と早期発見・早期治療の観点から、全ての健診受診率の向上、村民の日常的な運動習慣の定着、健康意識の向上を目指します。

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療につきましては、運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合や村内関係機関と連携を図

り、生活の質を確保する保健事業を推進し、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めてまいります。

国民健康保険事業の運営について

構造的に財政基盤が脆弱なうえ、少子高齢化の進展や医療技術の進歩などに伴う医療費の増加等により、本村の国民健康保険事業につきましては、赤字額が膨らみ、依然として財政的に厳しい状況が続いています。

平成30年度には、保険者が村から県に移行することになります国保事業の運営健全化を図るためにも、赤字解消計画を継続実施し、医療費の適正化や保険税の適正な設定について取り組みます。村民自らが健康状態を把握し、健康管理の意識を高めることができるよう、事業の運営に努めます。

幼保連携について

「公立保育所の民設民営化」や「公立・認定こども園」の開園準備を進める中、今年度は村立保育所の民間移管候補事業所の公募、決定を行い、計画的な入所定員の拡大を図ります。

また、経済的負担の大きい多子世帯やひとり親世帯等の保育料負担の軽減を図るため、国の動向を見据えて軽減対象年齢枠等を撤廃し、世帯の年収に応じた負担額の軽減措置を行います。

そのほか、全幼稚園、全保育園で「生きる力を育むわらべ歌」遊びを実践し、乳幼児期における「愛着形成」や「自己肯定感」の育成に繋がります。

農林水産業の振興について

○農業の振興について

本村の基幹産業である農業を中心として、二次産業、三次産業などの他産業と一体的に振興を図る積み上げ方式の産業振興を目指してまいります。

これまで、スイカをはじめ、輪ギク、小ギク、甘藷、マンゴーが県の園芸拠点産地の認定を受けております。また、ふるさと納税の返礼品として本村の農産物は人気があり更なる品質の向上を図る取り組みを進めてまいります。

平成28年度の主な事業としては、今帰仁村農業振興地域整備計画（総合見直し作業）策定事業、有害鳥獣駆除対策事業、団体営かんがい事業（両運天地区、天底第1地区）の事業実施及び農業災害対策特別資金利子補給金事業を実施してまいります。

特に、農業生産基盤整備につきましては「災害に強い栽培施設の整備事業」、「園芸拠点産地成長戦略事業」の支援策を県へ積極的に要請してまいります。

また、「人・農地プラン」の一環で、担い手育成を支援する「青年就農給付金事業（経営開始型）」、「新規就農一貫支援事業」を推進してまいります。

耕作放棄地の対策につきましては、農地中間管理機構、農業委員会等と協力してその解消に取り組んでまいります。

○畜産の振興について

本村は、肉用牛（子牛）の拠点産地の認定を受け、県内でも有数の畜産業が盛んな村であり、さらに、村和牛改良組合などが中心となって、繁殖雌牛の改良や子牛の育成技術の向上など、関係機関と地域が一体となって安定生産、飼養管理に取り組んでおります。

主な継続事業として、優良種畜の導入を促進するため今帰仁村優良雌牛導入支援事業を実施してまいります。

また、和牛改良や飼養技術等の向上を図るため肉用牛と山羊の共進会を平成28年度も開催してまいります。

○林業の振興について

適切な森林整備を通じて、森林を健康づくりや癒しの場及び野外活動の場として、乙羽岳森林公園施設の利活用を推進してまいります。

松食い虫防除対策については、重点地区及び保全していきたい松を特定し、国や県の協力のもと本村特有の松並木の景観保全に努めてまいります。

また、村内保安林についても、防風防潮効果を高め、村民生活の安定と農産物被害の低減を図るため、県営防風林造成事業や県営海岸防災林事業の実施についても県へ要請してまいります。さらに、保安林の保全について村民への啓発にも努めてまいります。

村有地、字有地内の危険木については、管理者と連携を図り伐採処理を行い被害防止に努めてまいります。

特用林産物の振興については、村内で生産しているエノキタケ、エリンギ、クロアワビタケ、しいたけ等の生産出荷施設があり、今帰仁産茸として認知され、県内量販店を中心に出荷・販売されており消費需要も安定してきております。今後も販路拡大の支援をしてまいります。

○水産業の振興について

水産業の振興を図るため、平成28年度の継続事業は、漁村再生交付金事業の活用による運天漁港航路浚渫工事と防砂堤の工事を実施していきます。

また、つくり育てる漁業を推進するため漁業組合と連携してウニ放流事業、安定した漁獲量を確保するための保護区域や漁期を設ける資源管理型漁業の支援及びオニヒトデ駆除事業等の支援を継続実施いたします。

商工観光の振興について

村では、これまでと同様に村商工会、村観光協会と連携をとりながら、商工業と観光の振興を図ってまいります。

観光の振興については、村商工会、村観光協会と連携し着地型・周遊観光を目指して、地域住民が主体となった地域交流型の施策を実施してまいります。

観光力強化事業として「古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村」・「現代版組踊北山の風育成支援事業」・「今帰仁クスク桜まつり」を実施し、環境美化保全推進事業として村内観光地の環境美化を平成28年度も引き続き実施してまいります。

また、平成28年度の新規事業として、「食観光」で村経済の活性化を図るため農林漁業生産者、村商工会及び村観光協会と連携していただきますプロジェクト「今帰仁村農と食の遺産」を実施し、食を核にした今帰仁村の魅力を県外へ発信してまいります。

建設事業について

平成28年度も村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など、建設事業を推進してまいります。

継続事業として今帰仁城跡周辺環境整備事業、村道与那嶺諸志線道路改築事業、村道古宇利線改良事業等を実施してまいります。

新たに、村道呉我山仲山橋改良事業の設計委託を実施してまいります。

また、村づくり交付金事業については2地区で事業を継続し、平成27年度より事業採択されました集落基盤整備事業今帰仁西地区と村営兼次第2団地新築事業を実施してまいります。

運天港の活用については、北部連携促進事業で今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業を実施し、運天港施設内でのイベントとして、三村交流事業「いいな運天港いちやり場まつり」を開催してまいります。

水道事業について

平成28年度は諸志地区の配水管布設工事及び諸志配水池の電気計装設備工事を実施してまいります。

また、天底地区と湧川地区においては住宅建築等水需要の増加に伴う配水管布設工事等の施設整備を実施してまいります。

今年度も、簡易水道事業統合計画に基づき、上水道事業に向けて取り組んでまいります。

学校教育の充実について

○北山学園プロジェクトについて

北山学園プロジェクトは、本村の幼児・児童・生徒の学力向上と人格形成をねらいに保育所・幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、地域型の一貫教育施策を展開しています。

平成27年度から実施した、地域型就業意識向上支援事業を継続し、村内外の人材を活用した取組等により、キャリア教育を最重点施策として日本一の教育立村今帰仁を目指してまいります。

○豊かな心を培う教育の推進について

今帰仁村は、以前から教育立村と言われ、それを誇りに歩んできました。これからも子供達一人ひとりの個性を大切に、人間として調和のとれた成長が遂げられるよう環境を整備してまいります。

学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を

通した心の教育に取り組んでまいります。

○確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、幼児・児童・生徒一人ひとりにこれからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図るとともに、「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

○たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら運動する意欲を育み積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高めてまいります。

豊かな学校生活を営むためにも運動部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や記録に挑戦する環境を整えるため、外部指導者の活用を促進しながら学校と連携して活性化を図ってまいります。

○学校・家庭と連携した食育の推進について

学力向上施策の一環である「早寝・早起き・朝ごはん」や国・県の食育の推進を受けて平成23年度より村内小・中学校で「子供が作る弁当の日」を実施しております。平成28年度も食育の更なる充実・発展に努めてまいります。

また、農業と教育をつなぎ本村の特性に応じた施策として、教育ファーム事業を継続推進します。

○幼稚園及び各学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携して学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対してもこれまで同様、人材を配置し積極的な支援と個に応じた指導の推進を図ってまいります。

平成27年度から実施しました、幼稚園においての預かり保育を継続し、平成28年度は全ての園児に給食を提供することにより保護者が働きやすい子育て環境づくりに努めます。

○家庭・地域における取組について

本村の児童生徒の良さと課題についてよく見極め、子供の情緒を安定させ安心して生活できる環境をつくることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域に説明し、理解を深めてまいります。

具体的な取組としては、「あいさつ」の村づくり宣言の推進、目指そう日本一の「教育立村今帰仁」を掲げ、家庭学習の習慣化や読書活動を推進し、学校、家庭・地域が連携を図り取り組んでまいります。

社会教育の振興と生涯学習の推進について

平成28年度も社会教育の振興と生涯学習を推進し、中央公民館を核とした諸事業を継続して実施してまいります。

また、村立図書館はクーラー設備を完備した、より快適な場所として施設の整備と書籍の充実を図ります。

文化財行政について

本村は、世界遺産の今帰仁城跡を地域の観光とも連携しながら利活用し、文化財の調査・保存・整備を強化するとともに、歴史文化センターの常設展示や企画展示といった学習機会を充実させ全国及び世界へ今帰仁村を発信していく拠点にしてまいります。

社会体育スポーツの振興について

村民が気軽にスポーツに親しんでもらうための環境づくりに積極的に努め、スポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携を充実させてまいります。

村総合運動公園の施設の充実を図るため、「今帰仁村総合運動公園施設機能強化事業（一括交付金事業）」を活用し平成24年度から整備を進めています。平成28年度はイベント広場を整備してまいります。

また、運動公園の緑化を促進し、樹木の計画的な植栽を行います。

おわりに

これまで平成28年度村政運営の基本姿勢と主要施策並びに予算案について申し述べて参りましたが、予算の執行にあたりましては、全職員が一体となって、なお一層の努力をしていく所存であります。

ここに今帰仁村議会議員をはじめ、村民各位のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、平成28年度施政方針といたします。

平成28年 3月 7日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 東恩納寛政君 以上をもって村長の施政方針を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時00分)

日程第6.「議案第7号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第7号

今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

教育委員会幼保連携推進室が所管する子ども・子育て支援法に関する事務について、村長部局との間で特定個人情報の提供を可能とする必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

別表第3（第5条第1項関係）に次のように加える。

3	教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	村長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民票関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 児童手当関係情報 オ 児童扶養手当関係情報 カ 特別児童扶養手当関係情報
---	-------	---	----	---

				キ 障害手帳関係情報 ク 児童福祉法の規定による障害児通所支援に関する情報
--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から適用する。

次ページ以降に新旧対照表が添付されてございますので、お目通しをください。

- **議長 東恩納寛政君** 日程第7.「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- **副村長 大城清紀君**

議案第8号

今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正並びに、人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づく今帰仁村職員の給与改定等を行うため、本案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(今帰仁村職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 今帰仁村職員の給与に関する条例(昭和60年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条中「規則で定める。」を「別表第5(第4条関係)で定める。」に改める。

第6条第5項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(職務の級

が5級である職員にあっては、規則で定めるものを除く。)及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)」を削る。

第6条第6項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(職務の級が5級である職員にあっては、規則で定めるものを除く。)及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)」を削る。

第19条の4第2項中「100分の75.0」を「100分の80.0」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

次ページ以降、表が添付されておりますので、その分についてはお目通しをしてください。

平成27年4月1日適用

行政職給料表

別表第1 (第5条関係)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000

15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300

50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800

85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				

120		301,500			
121		301,900			
122		302,100			
123		302,400			
124		302,700			
125		303,000			

平成27年4月1日適用

教育職給料表

別表第2（第5条関係）

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900
2	141,200	192,000	228,000	261,900
3	142,400	193,800	229,500	263,700
4	143,500	195,600	231,100	265,800
5	144,600	197,200	232,600	267,700
6	145,700	199,000	234,300	269,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600
8	147,900	202,600	237,400	273,700
9	149,000	204,300	238,900	275,800
10	150,400	206,100	240,400	277,800
11	151,700	207,900	242,000	279,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000
14	155,800	212,900	246,500	286,100
15	157,300	214,600	247,900	288,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200
18	161,700	219,800	252,600	294,200
19	163,200	221,400	254,300	296,300
20	164,700	223,000	256,100	298,300
21	166,100	224,500	257,800	300,400

22	168,800	226,200	259,600	302,500
23	171,400	227,800	261,400	304,500
24	174,000	229,400	263,100	306,600
25	176,700	230,800	265,100	308,400
26	178,400	232,300	267,000	310,500
27	180,100	233,800	268,800	312,600
28	181,800	235,100	270,700	314,600
29	183,300	236,400	272,400	316,600
30	185,100	237,600	274,300	318,600
31	186,900	238,700	276,200	320,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800
33	190,200	241,200	279,700	324,300
34	191,700	242,500	281,600	326,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200
36	194,700	245,000	285,300	330,300
37	196,000	246,000	287,000	332,200
38	197,300	247,400	288,700	334,100
39	198,600	248,900	290,500	336,100
40	199,900	250,400	292,300	338,000
41	201,200	251,800	294,000	339,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600
44	205,100	256,000	299,000	345,500
45	206,300	257,200	300,700	347,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400
47	208,900	259,900	304,000	349,900
48	210,200	261,300	305,700	351,400
49	211,300	262,600	306,900	353,000
50	212,400	263,700	308,400	353,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000
52	214,500	266,300	311,500	356,000
53	215,600	267,400	313,100	356,900
54	216,600	268,500	314,700	358,000
55	217,500	269,800	316,300	358,900
56	218,500	271,100	317,800	360,000

57	219,200	272,200	319,300	360,900
58	220,100	273,200	320,500	361,600
59	221,000	274,300	321,700	362,300
60	221,900	275,400	322,900	363,000
61	222,600	276,600	323,600	363,400
62	223,600	277,600	324,500	364,000
63	224,500	278,500	325,300	364,700
64	225,400	279,500	326,100	365,400
65	226,100	280,300	327,000	365,700
66	227,000	281,200	327,400	366,400
67	227,900	281,900	328,100	367,100
68	229,000	282,800	328,900	367,800
69	229,800	283,800	329,700	368,100
70	230,500	284,600	330,400	368,700
71	231,200	285,400	331,100	369,400
72	232,000	286,200	331,800	370,000
73	232,800	287,000	332,300	370,300
74	233,500	287,500	332,900	370,900
75	234,200	287,900	333,400	371,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200
77	235,600	288,500	334,300	372,600
78	236,400	288,900	334,800	373,100
79	237,200	289,100	335,200	373,700
80	238,000	289,500	335,700	374,200
81	238,700	289,700	336,100	374,700
82	239,400	289,900	336,600	375,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800
84	240,800	290,600	337,600	376,100
85	241,500	290,900	337,900	376,500
86	242,200	291,200	338,300	377,000
87	242,900	291,500	338,800	377,400
88	243,600	291,900	339,200	377,800
89	244,300	292,200	339,500	378,200
90	244,800	292,600	339,900	378,700
91	245,300	292,900	340,400	379,100

92	245,800	293,300	340,800	379,500
93	246,100	293,400	341,000	379,800
94		293,600	341,400	
95		294,000	341,900	
96		294,400	342,300	
97		294,600	342,400	
98		294,900	342,900	
99		295,300	343,300	
100		295,700	343,600	
101		295,900	343,900	
102		296,200	344,300	
103		296,600	344,700	
104		296,900	345,100	
105		297,100	345,600	
106		297,400	346,000	
107		297,800	346,400	
108		298,100	346,800	
109		298,300	347,300	
110		298,700	347,700	
111		299,100	348,000	
112		299,400	348,300	
113		299,500	348,800	
114		299,800		
115		300,100		
116		300,500		
117		300,700		
118		300,900		
119		301,200		
120		301,500		
121		301,900		
122		302,100		
123		302,400		
124		302,700		
125		303,000		

続いて、別表第4を次のように改めるといことですのでけれども、これは規則で定めていたものでも、条例で定めるということにして、追加しております。表はお目通しください。

別表第4（第17条関係）の次に次の一表を加える。

別表第5（第4条関係）

級別職務分類表

行政職給料表級別職務分類表

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師、保育士、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
3級	1 係長、書記長、館長、港務所長、保育所長、主任幼稚園教諭、給食センター所長、主査又は主任の職務 2 困難な業務を行う保育士、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
4級	1 課長補佐、副主幹の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長、書記長、館長、港務所長、保育所長、主任幼稚園教諭、給食センター所長、主査又は主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う介護支援専門員、保育士、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
5級	課長、局長、主幹、室長、会計管理者の職務
6級	高度の知識又は経験を有する課長、局長、主幹、室長、会計管理者の職務

（今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の今帰仁村職員の給与に関する条例等（以下「改正後の条例」という。）は平成28年4月1日から適用する。

ただし、第1条の規定に係る第19条の4第2項における平成27年度の勤勉手当上限支給率については、「6月に支給する場合においては100分の75.0、12月に支給する場合においては100分の85.0」とする。

別表第1及び別表第2の改正については、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定に係る改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

次ページ以降、新旧対照表を添付してございますので、お目通しをください。

- 議長 東恩納寛政君 議案第8号については、説明、質疑、討論、採決を一括で行います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

(休憩時刻 午前11時09分)

- 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時10分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8.「議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第9号

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

保育行政の強化推進に伴い改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を、次のように改正する。

第2条第4号中「45人」を「46人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第9.「議案第10号 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第10号

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する
条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

子ども・子育て支援に関する事業の充実及びうるおいと安らぎのむらづくり応援基金の有効活用に資するため、この議案を提出します。

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例（平成20年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 未来を担う子どもの育成及び子育て支援に関する事業
- (2) 美しい自然環境の保全と地域資源を活かした観光むらづくり及び地域産業の振興に関する事業
- (3) 世界遺産・今帰仁城跡の保全並びに教育、文化、スポーツ活動の充実に関する事業
- (4) 健康で安らぎのある福祉のむらづくり並びに村民主体のむらづくりに関する事業
- (5) 削除

第2条第6号を同条第5号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例第2条の規定は平成28年度以後の年度分の寄附について適用し、平成27年度までの年度分の寄附金については従前の例による。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通し願います。

○ **議長 東恩納寛政君** 日程第10.「議案第11号 今帰仁村行政不服審査会条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ **副村長 大城清紀君**

議案第11号

今帰仁村行政不服審査会条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政不服審査法の全部改正（平成26年法律第68号）に基づいて設置する今帰仁村行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるため、この議案を提出します。

以下、条例を添付してございます。お目通し願いたいと思います。

今帰仁村行政不服審査会条例

（設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、不服申立てに係る事件ごとに、今帰仁村行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱する。

2 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了した日までとする。

3 村長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

（1）心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

（2）その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第6条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。
- 5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人(審査請求人、参加人及び処分庁をいう。)にその旨を通知しなければならない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治活動等の制限)

第9条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(最初の審査会)

- 2 第6条第1項の規定に関わらず、この条例の施行後最初に行われる審査会の招集は、村長が行う。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第11. 「議案第12号 今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第12号

今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政不服審査法の全部改正（平成26年法律第68号）に伴い、審理員又は今帰仁村行政不服審査会に提出された書面の写し等の交付について、手数料を定める必要があるため、この議案を提出します。

次ページ以降、条例を添付してございますので、お目通しください。

今帰仁村行政不服審査関係手数料条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）による不服申立てに係る書面等及び主張書面等の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料）

第2条 次に掲げる者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

- （1）法第38条第1項（法第9条第3項において読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面又は書類の写しの交付を受けようとする者
- （2）法第38条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者
- （3）法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の写しの交付を受けようとする者
- （4）法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、写し又は書面の交付を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の減免）

第4条 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁。以下同じ。）又は今帰仁村行政不服審査会は、特別の理由があると認める者については、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付）

第5条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料の名称	手数料を納付すべき事務	手数料の額
審理手続に係る書面又は書類の写しの交付手数料	法第38条第1項の規定に基づき、審理員が行う書面等の写しの交付	ア 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき10円
審理手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	法第38条第1項の規定に基づき、審理員が行う電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	イ A3の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき80円
調査審議手続に係る主張書面又は資料の写しの交付手数料	法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づき、今帰仁村行政不服審査会が行う主張書面等の写しの交付	ウ 日本工業規格A列4番以下の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき50円
調査審議手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づき、今帰仁村行政不服審査会が行う電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 複写機により複写又は出力する用紙については、原則としてA3以下の大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第12.「議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第13号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政不服審査法の全部改正（平成26年法律第68号）に伴い、関係条例の整備その他所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

次ページ以降、条例を添付してございますので、お目通しください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（今帰仁村情報公開条例の一部改正）

第1条 今帰仁村情報公開条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第15条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第16条を次のように改める。

（審査会への諮問等）

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第18条第1項中「第16条」を「第16条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（今帰仁村個人情報保護条例の一部改正）

第2条 今帰仁村個人情報保護条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条及び第35条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第34条 開示決定等、訂正決定等（第29条において準用する場合を含む。）、中止決定等（以下これらを「開示・訂正決定等」という。）又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第35条 開示・訂正決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第18条第1項に規定する今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の目的外利用等の中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2

項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求書、訂正請求者、削除請求をした者（以下「削除請求者」という。）及び中止請求者（開示請求者、訂正請求者、削除請求者及び中止請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
第36条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（今帰仁村特定個人情報保護条例の一部改正）

第3条 今帰仁村特定個人情報保護条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第1項中「第37条」を「第37条第3項」に改め、同条第3項中「第36条及び第37条」を「第37条第1項及び第3項」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第36条及び第37条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第36条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第37条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、今帰仁村個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を改め、「又は決定」を削る。

（今帰仁村行政手続条例の一部改正）

第4条 今帰仁村行政手続条例（平成11年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

（今帰仁村職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（今帰仁村土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正）

第6条 今帰仁村土地改良事業賦課金徴収条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日以内」を「3箇月以内」に、「異議を申立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立を受けた」を「審査請求がされた」に、「その申立を受理した」を「当該審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第13. 「議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第14号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例についても規定の整備を行う必要があるため、この議案を提出します。

次ページ以降、条例を添付してございますので、お目通しください。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和47年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に、「添附」を「添付」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項をを第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、

前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出入及び村長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第14. 「議案第15号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第15号

今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

後期子どもに係る医療費の助成を拡充し、子育て環境の充実を図るため、この議案を提出します。

次ページ以降、条例を添付してございますので、お目通しください。

今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

今帰仁村子ども医療費助成条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（後期子どもにあつては、入院に係る医療費に限る。）」を「（後期子どもにあつては、入院に係る医療費と通院については歯科診療に係る医療費に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の今帰仁村子ども医療費助成条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第15. 「議案第16号 今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第16号

今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

大学等に進学を希望する学生等の保護者で経済的理由により入学に要する費用の支弁が困難な者に対し入学準備金の貸付を行う必要があるため、この議案を提出します。

次ページに条例を添付してございますので、お目通しください。

今帰仁村入学準備金貸付基金条例

(設置)

第1条 大学等へ進学を希望する学生等の未来を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、今帰仁村入学準備金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(目的)

第2条 基金は、大学等への進学を希望する学生等の保護者で経済的理由により入学に要する費用の支弁が困難な者に対し、入学準備金の貸付を行うことで教育の機会均等を図り、村民の等しく教育を受ける権利を実現することを目的とする。

(積立て及び処分)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 村長は、前条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第16. 「議案第17号 今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第17号

今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

子ども・子育て支援施策の総合的、計画的な推進に必要な事項、施策の実施状況等を調査審議する機関として条例で定める今帰仁村子ども・子育て会議を設置する必要があるため、この議案を提出します。

条例案を添付してございますので、お目通しください。

今帰仁村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、今帰仁村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項につき村長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関することでその他、村長が必要と認める事項

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から村長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子どもの福祉、保育、養育等に関する事業に従事する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は互選により定めるものとし、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(臨時委員)

第7条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第2項各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別な調査審議が終了した時は解嘱されるものとする。

(会議)

第8条 子育て会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長及び副委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の定めるところによる。

(部会の設置)

第11条 子育て会議に必要な応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選とする。

4 部会長は、部会を代表し部会の事務を統括する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより部会の決議をもって子育て会議の決議とすることができる。

7 前2条の規定は、部会においても準用する。

(庶務)

第12条 子育て会議及び部会の庶務は、幼保連携推進室において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第8条第1項の規定に関わらず、この条例の施行後最初に行われる会議の招集は村長が行う。

(経過措置)

3 今帰仁村子ども・子育て会議設置規則（平成26年規則第14号）第3条の規定に基づき、現にその委員を委嘱されている者は、子育て会議の委員を委嘱されたものとみなす。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第17.「議案第18号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第18号

今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村附属機関として今帰仁村子ども・子育て会議及び今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会を設置する必要があるため、この議案を提出します。

次ページに条例を添付してございますので、お目通しください。

今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村附属機関の設置に関する条例（昭和60年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中、別表に次を加える。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
村長	今帰仁村立保育所民営化移管 法人選定委員会	村立保育所の民営化に 関する事項及び運営する 法人の選定に関し、村長 の諮問に応じ、審査を行 うこと。
村長	今帰仁村子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第77条第1項に掲げる事 項について調査審議する こと。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 議長 東恩納寛政君 日程第18.「議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第19号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について改正する必要があるため、この議案を提出し

ます。

次ページ以降に提案書を添付してございますので、お目通しをください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表

今帰仁村税等滞納整理嘱託員		月額 150,000～200,000円以内	職員の旅費に関する条例の 1等級の職に相当する。
健康相談及び介護予防推進嘱託員 (保健師・看護師・栄養士等)		月額200,000～250,000円	
介護福祉相談及び自殺予防推進嘱託員（保 健師・看護師・介護福祉士・精神保健福祉 士）		月額200,000～250,000円	
地域包括支援センター 嘱託員	主任介護支援専門 員	月額250,000～300,000円	
	介護支援専門員	月額200,000～250,000円	
	保健師・看護師	月額200,000～250,000円	
		日額10,000円	
	社会福祉士	月額200,000～250,000円	
		日額10,000円	
理学療法士・作業 療法士・運動指導 士	月額200,000～250,000円		
	日額10,000円		
手話通訳（士・者）		月額198,000～248,000円	
手話通訳（奉仕員）		月額176,000～226,000円	
今帰仁村幼稚園教諭・ 保育士等嘱託員	幼稚園教諭	月額165,000～185,000円	
	保育士	月額165,000～185,000円	
	調理員	月額165,000～170,000円	

を、次の別表に改める。

今帰仁村税等滞納整理嘱託員		月額 120,000～200,000円以内	職員の旅費に関する条例の 3等級の職に相当する。
健康相談及び介護予防推進嘱託員 (保健師・看護師・栄養士等)		月額200,000～250,000円	
介護福祉相談及び自殺予防推進嘱託員(保健師・看護師・介護福祉士・精神保健福祉士)		月額200,000～250,000円	
地域包括支援センター 嘱託員	主任介護支援専門員	月額250,000～300,000円	
	介護支援専門員	月額200,000～250,000円	
	保健師・看護師	月額200,000～250,000円	
		日額10,000円	
	社会福祉士	月額200,000～250,000円	
日額10,000円			
理学療法士・作業療法士・運動指導士	月額200,000～250,000円		
	日額10,000円		
手話通訳(士・者)		月額198,000～248,000円	
手話通訳(奉仕員)		月額176,000～226,000円	
今帰仁村幼稚園教諭・ 保育士等嘱託員	幼稚園教諭	月額165,000～185,000円	
	保育士	月額165,000～185,000円	
	調理員	月額165,000～170,000円	

また、第2条中別表に次を加える。

子ども・子育て支援会議 委員長及び部会長	日額4,400円	職員の旅費に関する条例の 1等級の職に相当する。
子ども・子育て支援会議 委員及び部会委員・臨時委員	日額4,000円	
今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員 会委員長	日額4,400円	
今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員 会委員	日額4,000円	

今帰仁村予防接種健康被害調査委員会（委員長及び委員）	日額15,000円	職員の旅費に関する条例の3等級の職に相当する。
今帰仁村行政不服審査会 会長	日額4,400円	
今帰仁村行政不服審査会 委員	日額4,000円	
母子保健コーディネーター（保健師・看護師・助産師・社会福祉士）	月額200,000～250,000円	
地域おこし協力隊等嘱託員	魅力化コーディネーター兼塾講師 月額160,000～200,000円	
今帰仁村子ども応援支援専門員	月額200,000～250,000円	
今帰仁村子ども応援支援員	月額156,000～206,000円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 議長 東恩納寛政君 日程第19. 「議案第20号 土地の取得について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。
- 副村長 大城清紀君
議案第20号

土地の取得について

次により土地を取得したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

記

- 1 土地の表示
別 紙 （今帰仁村字今泊4932番外3筆）
- 2 取得の目的
史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ事業用地

3 取得価格

13,392,300円

4 契約の相手方 3名

土地の表示は次のページ、図面も添付してございますので、お目通しください。

(別紙) 土地の表示

	字	小字	地番	地目	地積 (㎡)
1	今泊	アタイ原	4932番	原野	97㎡
2	〃	〃	4986番	原野	547㎡
3	〃	〃	5124番	畑	359㎡
4	呉我山	三謝原	68番1	原野	5,348㎡
	合計		4筆		6,351㎡

○ 議長 東恩納寛政君 日程第20.「議案第21号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第21号

北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に北部広域ネットワークに関する事務を加えるとともに、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

平成28年3月7日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

北部広域市町村圏事務組合規約（平成4年県指令総第731号）の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

(15) 北部広域ネットワークの管理運営に関すること（名護市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩

納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に係るものに限る。))。

第12条に次の1項を加える。

5 前3項の規定にかかわらず第3条第15号の負担金の負担割合は、理事会で協議して、別に定める。

附則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

北部広域市町村圏事務組合で共同処理する事務に北部広域ネットワークに関する事務を加えるとともに、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

以下、新旧対照表が添付してございますので、お目通しください。

○ **議長 東恩納寛政君** 日程第21.「議案第22号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ **副村長 大城清紀君**

議案第22号

沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成29年2月1日から沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により本案を提出する。

次ページに、変更議案が添付してございますので、お目通しください。

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号－396号）の一部を次のとおり変更する。

第7条中「28人」を「29人」に改める。

別表第1中

「

本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町

」を

「

本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、
西原町

」に

改める。

別表第2中

「

オ 保険料の賦課 及び徴収に関する事務	・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関する こと。
キ その他介護保 険制度の施行に 関する事務	・介護保険事業に係る相談及び受付に関する こと。

」を

「

オ 保険料の賦課 及び徴収に関する事務	・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関する こと。
カ 地域支援事業 に関する事務	・地域支援事業の実施に関する こと。（ただし、広域連合による 実施により事業効果が発揮できると認められる事業を除 く。）
キ その他介護保 険制度の施行に 関する事務	・介護保険事業に係る相談及び受付に関する こと。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条及び別表第1の変更規定は平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、西原町について、第4条の広域連合の処理する事務及び第17条の広域連合の経費の支弁の方法については、平成29年4月1日から適用する。

(準備行為)

- 3 広域連合は、第1項ただし書きに規定する施行の前日においても、西原町の加入に向けて必要となる準備行為をすることができる。
- 4 西原町加入により生じる費用負担等、その他必要な事項については、西原町と協議の上、別に定める。

- 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時32分)

午 後

- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き提案理由の説明を行います。

日程第22.「議案第23号 平成28年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第23号

平成28年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年3月7日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成28年度今帰仁村一般会計予算

平成28年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億9,081万円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成28年3月7日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		564,918
	1 村 民 税	172,729
	2 固 定 資 産 税	301,456
	3 軽 自 動 車 税	28,822
	4 市 町 村 た ば こ 税	61,909
	5 特 別 土 地 保 有 税	2
2 地 方 譲 与 税		45,928
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	13,408
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	32,519
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		670
	1 利 子 割 交 付 金	670
4 配 当 割 交 付 金		1,406
	1 配 当 割 交 付 金	1,406
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,238
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,238

款	項	金額
6 地方消費税交付金		139,835
	1 地方消費税交付金	139,835
7 ゴルフ場利用税交付金		14,968
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,968
9 自動車取得税交付金		7,514
	1 自動車取得税交付金	7,514
10 地方特例交付金		1,602
	1 地方特例交付金	1,601
	2 特別交付金	1
11 地方交付税		2,001,600
	1 地方交付税	2,001,600
12 交通安全対策特別交付金		1
	1 交通安全対策特別交付金	1
13 分担金及び負担金		57,125
	1 分担金	13,002
	2 負担金	44,123
14 使用料及び手数料		56,604
	1 使用料	39,930
	2 手数料	16,674
15 国庫支出金		1,055,175
	1 国庫負担金	308,133
	2 国庫補助金	744,434
	3 国庫委託金	2,608
16 県支出金		987,894
	1 県負担金	192,293
	2 県補助金	754,262
	3 県委託金	41,339
17 財産収入		15,650
	1 財産運用収入	15,648
	2 財産売払収入	2
18 寄附金		1
	1 寄附金	1

款	項	金額
19 繰入金		166,718
	1 繰入金	166,718
20 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
21 諸収入		196,863
	1 延滞金、加算金及び過料	577
	2 預金利子	150
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑収入	153,446
	5 受託事業収入	42,689
22 村債		365,100
	1 村債	365,100
歳入合計		5,690,810

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		71,116
	1 議会費	71,116
2 総務費		597,380
	1 総務管理費	453,578
	2 徴税費	87,524
	3 戸籍住民登録費	27,365
	4 選挙費	26,946
	5 統計調査費	435
	6 監査委員費	1,532
3 民生費		1,647,775
	1 社会福祉費	1,006,646
	2 児童福祉費	641,129
4 衛生費		324,860
	1 保健衛生費	139,045
	2 清掃費	185,815
5 労働費		1
	1 失業対策費	1

款	項	金額
6 農 林 水 產 業 費		499,107
	1 農 業 費	499,907
	2 林 業 費	10,767
	3 水 產 業 費	86,433
7 商 工 費		135,341
	1 商 工 費	135,341
8 土 木 費		1,113,000
	1 土 木 管 理 費	13,612
	2 道 路 橋 梁 費	276,698
	3 河 川 費	54,684
	4 港 灣 費	532,534
	5 住 宅 費	235,472
9 消 防 費		180,550
	1 消 防 費	180,550
10 教 育 費		657,663
	1 教 育 總 務 費	143,403
	2 小 学 校 費	69,202
	3 中 学 校 費	28,691
	4 幼 稚 園 費	41,075
	5 社 会 教 育 費	166,908
	6 保 健 体 育 費	208,384
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		461,011
	1 公 債 費	461,011
13 諸 支 出 金		3
	1 普 通 財 產 取 得 費	2
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歲 出 合 計		5,690,810

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 1,000	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
村づくり交付金（東部地区）	3,400	〃		
集落基盤整備事業 今帰仁西地区	7,300	〃		
漁村再生交付金事業	10,100	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	24,800	〃		
村道古宇利線改良事業	10,800	〃		
村営兼次第2団地新築事業	68,500	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	51,000	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	2,100	〃		
臨時財政対策債	109,000	〃		
今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業	75,200	〃		
村道呉我山仲山線	1,900	〃		
合 計	365,100			

11ページ、12ページ、13ページは飛ばしまして、14ページの事項別説明をしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時48分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時48分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 14ページ歳入、1款村税、1項村民税、1目個人1億5,581万4,000円でございます。前年度と比較しますと216万7,000円の減となっております。主な区分といたしましては、1節の現年課税分1億5,351万4,000円となっております。2目法人1,691万5,000円、前年度より264万円の増となっております。主な項目といたしましては、1節の現年課税分が1,691万4,000円でございます。

続きまして15ページをお願いします。2項固定資産税、1目固定資産税3億99万9,000円、前年より656万2,000円の増となっております。主な項目といたしましては、1節現年課税分が2億9,699万9,000円、2節の滞納繰越分が400万円となっております。

続きまして16ページをお願いします。3項軽自動車税、1目軽自動車税2,882万2,000円、前年より315万9,000円の増となっております。主な項目は1節の現年課税分が2,852万2,000円となっております。

18ページをお願いします。4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税6,190万9,000円でございます。前年より72万6,000円の減となっております。主な項目は1節の現年課税分となっております。

続きまして20ページをお願いします。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税1,340万8,000円でございます。47万8,000円の減となっております。主な項目は1節の地方揮発油譲与税でございます。

21ページをお願いします。2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税3,251万9,000円でございます。前年より42万5,000円の増となっております。主なものといたしましては、1節の自動車重量譲与税でございます。

続きまして26ページをお願いします。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金1億3,983万5,000円、前年より1,885万7,000円の増となっております。これは1節の地方消費税交付金でございます。

27ページをお願いします。7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金1,496万8,000円でございます。前年より109万2,000円の増です。これは1節のゴルフ場利用税交付金でございます。

28ページをお願いします。9款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金751万4,000円、336万8,000円の増となっております。これは1節の自動車取得税交付金でございます。

31ページをお願いします。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税20億160万円でございます。これは199万7,000円の減となっております。これは1節の普通交付税が19億1,660万円、2節の特別交付税が8,500万円となっております。

33ページをお願いします。13款分担金及び負担金、1項分担金でございます。1目の農林水産業費分担金1,300万円、対前年比3,885万2,000円の減となっております。主な項目は1節の農業費分担金が1,300万円、これは災害に強い栽培施設の整備事業となっております。

34ページをお願いします。同じく13款でございます。2項の負担金、1目の民生費負担金4,275万1,000円でございます。前年と比べますと35万1,000円の増でございます。これは1節児童福祉費負担金の4,004万7,000円、2節の福祉施設負担金270万4,000円となっております。

35ページをお願いします。14款使用料及び手数料、1項使用料、4目商工使用料337万円でございます。前年度と同額でございます。これは1節の商工使用料でございます。続きまして、5目土木使用料2,081万円、これは前年と比べますと23万6,000円の減となっております。主なものといたしましては、3節の住宅使用料2,076万円でございます。続きまして、6目教育使用料1,317万円、163万4,000円の増となっております。主な項目といたしましては、1節の幼稚園使用料810万円、3節の体育施設使用料468万円となっております。

続きまして37ページをお願いします。14款使用料及び手数料、2項の手数料でございます。1目総務手数料695万円でございます。37万7,000円の減となっております。これは1節の総務手数料の695万円でございます。続きまして、2目衛生手数料968万8,000円でございます。これは930万5,000円の増となっております。これは2節の一般廃棄物手数料932万7,000円、指定ごみ袋等販売手数料が主なものでございます。

続きまして39ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2億9,322万7,000円でございます。これは2,452万5,000円の増となっております。主な項目は5節の身体障害者福祉費負担金1億5,410万円でございます。続きまして11節の児童手当負担金が1億2,612万8,000円、13節の子どものための教育・保育給付費負担金が1,299万8,000円でございます。5目保険基盤安定負担金1,447万4,000円でございます。886万4,000円の増となっております。これは1節の保険基盤安定負担金の

1,447万4,000円でございます。

41ページをお願いします。1目総務費国庫補助金511万9,000円でございます。これは前年と比較しますと1,106万2,000円の減となっております。これは1節の総務費補助金でございます。2目民生費国庫補助金636万8,000円でございます。これは211万8,000円の増となっております。主なものは1節の社会福祉費補助金398万円、8節の母子福祉費補助金217万9,000円となっております。続きまして5目土木費国庫補助金6億9,980万7,000円、これは5億7,478万3,000円の増となっております。主な項目は1節の道路橋梁費補助金1億1,240万3,000円、これは与那嶺諸志線の道路改築事業。2節の公営住宅建設費補助金1億5,993万5,000円、村営兼次第2団地新築事業にかかるものでございます。7節の社会資本整備総合交付金1,840万円。続きまして8節沖縄北部連携促進特別振興事業費4億906万9,000円、これは運天港につくる今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業にかかるものでございます。続きまして6目教育費国庫補助金3,274万円、2,043万6,000円の減となっております。主な項目といたしましては、3節の社会教育費補助金3,091万6,000円が主なものでございます。

44ページをお願いします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1億1,252万9,000円でございます。これは1,230万6,000円の増となっております。これの主な項目といたしましては2節の身体障害者福祉費負担金7,705万円、11節の児童手当負担金2,893万8,000円、13節の子どものための教育・保育給付費負担金が650万円となっております。続きまして3目保険基盤安定負担金7,954万9,000円でございます。これは652万2,000円の増となっております。これは1節の保険基盤安定負担金でございます。

46ページをお願いします。2項県補助金でございます。1目総務費県補助金3億4,337万円、前年より272万円の減となっております。これの主な項目といたしましては、2節の沖縄振興交付金事業補助金でございます。続きまして2目民生費県補助金1,753万6,000円、8万8,000円の減となっております。これは1節の社会福祉費補助金1,415万6,000円が主なものでございます。続きまして3目の衛生費県補助金855万3,000円、これは111万6,000円の増となっております。これは1節の保健衛生費補助金でございます。4目農林水産業費県補助金3億1,013万2,000円、これは6,950万5,000円の減となっております。これの主な項目といたしましては1節の農業費補助金が1億7,266万2,000円。4節の水産業費補助金6,609万2,000円、7節の村づくり交付金2,777万8,000円、8節の沖縄振興公共投資交付金4,100万円でございます。続きまして6目教育費県補助金2,667万円は1,621万9,000円の増となっております。主な項目といたしましては4節学校教育費補助金が1,223万2,000円、5節の沖縄振興特別推進交付金1,350万円。続きまして7目土木費県補助金4,800万円でございます。これは1,840万円の減でございます。1節の沖縄振興公共投資交付金となっております。

49ページをお願いします。3項県委託金、1目総務費県委託金2,157万6,000円でございます。これは836万9,000円の増となっております。主な項目といたしましては1節の総務費委託金1,178万6,000円、2節の徴税费委託金937万8,000円が主な項目となっております。

続きまして50ページ、4目土木費県委託金1,898万1,000円、これは34万7,000円の増でございます。これは1節の港湾管理委託料となっております。

51ページをお願いします。17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入が1,480万1,000円、こ

これは1節の土地貸付収入が403万2,000円、2節の建物貸付収入が1,076万9,000円となっております。

56ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金1億6,671万8,000円、これは7,247万8,000円の増となっております。これは1節の繰入金となっております。

57ページをお願いします。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,000万円、昨年度同額でございます。これは1節の繰越金となっております。

61ページをお願いします。21款諸収入、1項雑入、4目雑入1億5,344万2,000円、これは113万2,000円の減となっております。これは2節の雑入が1,824万5,000円、3節の学校給食費4,513万7,000円、4節の今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料が9,000万円となっております。

65ページをお願いします。5項の受託事業収入、3目民生費受託事業収入4,215万9,000円、これは1,097万円の増となっております。これは1節の地域支援事業となっております。

66ページをお願いします。22款村債、1項村債、1目総務債5,100万円、前年より80万円の増となっております。これは1節の総務費でございます。3目農林水産債2,180万円、これは860万円の減となっております。これは1節の農業債1,170万円、3節の水産業債1,010万円。4目の土木債1億8,120万円、これは1億3,760万円の増となっております。これは1節の道路橋梁債3,750万円、2節の住宅債6,850万円、3節の沖縄北部連携促進特別振興事業7,520万円となっております。続きまして7目その他債1億900万円は2,900万円の減となっております。これは1節のその他債でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時12分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時29分)

歳出について、副村長の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 それでは歳出、67ページをお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費7,111万6,000円でございます。前年度との比較は788万2,000円の減となっております。

72ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3億2,190万8,000円、1,994万6,000円の減となっております。

81ページをお願いします。2目文書広報費3,820万7,000円、476万3,000円の減となっております。

82ページをお願いします。4目財産管理費1,087万8,000円、172万4,000円の増となっております。続きまして5目企画費2,914万6,000円、4,625万8,000円の減でございます。

84ページをお願いします。8目防災対策費462万4,000円でございます。331万7,000円の増。

85ページ、9目電子計算費4,212万9,000円、4,219万円全増でございます。

86ページをお願いします。10目コミュニティーセンター管理費451万5,000円、昨年同額でございます。

88ページをお願いします。2項徴税费、1目税務総務費6,512万3,000円、854万3,000円の増。

90ページをお願いします。2目賦課徴収費2,240万1,000円、これは1,052万5,000円の増です。

95ページをお願いします。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費2,736万5,000円、これは4万9,000円の増でございます。

98ページをお願いします。4項選挙費、1目選挙管理委員会費1,026万円、9万8,000円の減でございます。

99ページをお願いします。4目参議院議員選挙費609万7,000円、これは全増でございます。続きまして5目の県知事県議会議員選挙費499万5,000円、これも全増です。6目村長選挙費440万4,000円も全増です。

110ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億2,593万7,000円、1,425万8,000円の増。

113ページをお願いします。2目老人福祉費4億2,819万円、66万円の増となっております。

117ページをお願いします。3目老人保護措置費559万8,000円、これは282万6,000円の増。4目身体障害者福祉費3億4,425万3,000円、これは2,687万5,000円の増。

121ページをお願いします。2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費1億4,900万4,000円、1億3,178万4,000円の増。

123ページをお願いします。2目児童措置費1億8,990万6,000円、4万円の増です。

124ページをお願いします。3目の保育所費3億221万9,000円、2,195万円の増。

130ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費3,497万6,000円、48万円の増。

132ページをお願いします。2目予防費2,811万3,000円、452万7,000円の増です。

136ページです。3目母子保健衛生費4,831万8,000円、これは631万1,000円の増。4目環境衛生費863万8,000円、これは738万6,000円の減でございます。

144ページをお願いします。6目水道事業費1,900万円、前年同額でございます。

145ページをお願いします。2項清掃費、1目清掃総務費1億8,581万5,000円、これは98万3,000円の増。

147ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費1,286万5,000円、388万円の減。

149ページ、2目農業総務費4,748万5,000円、1,772万3,000円の減。

151ページ、3目農業振興費1億9,361万5,000円、8,938万円の減。

153ページ、4目畜産業費1,380万2,000円、6,000円の増です。

154ページ、6目農業構造改善事業費4,578万5,000円、122万5,000円の減。

156ページ、9目村づくり交付金3,674万4,000円、1億1,357万2,000円の減です。

158ページ、10目集落基盤整備事業今帰仁西地区5,160万9,000円、これは全増です。

160ページをお願いします。2項の林業費です。1目林業総務費696万7,000円、28万円の増。

161ページ、2目林業振興費380万円、10万円の増。

162ページ、3項水産業費、1目水産業総務費732万1,000円、21万5,000円の増。

163ページ、2目水産業振興費401万2,000円、237万6,000円の増。3目漁港漁場建設費7,510万円、これは2,500万円の増。

164ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費1,922万3,000円、1,166万7,000円の減。2目観光振興費1,187万9,000円、594万6,000円の増。

167ページをお願いします。4目環境保全美化推進事業2,773万9,000円、304万4,000円の減。

168ページをお願いします。5目景観形成強化事業5,330万円、これは1,017万2,000円の減。6目観光力基盤強化事業2,320万円、これは3,565万円の減です。

170ページをお願いします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費1,361万2,000円、21万2,000円の減です。

172ページ、2項の道路橋梁費、2目道路維持費1,692万4,000円、464万1,000円の増。3目道路新設改良費2億5,953万1,000円、これは690万2,000円の増です。

176ページをお願いします。3項河川費、2目河川改良費5,453万4,000円、290万3,000円の減。4項港湾費、1目港湾管理費2,056万1,000円、135万3,000円の増。

179ページをお願いします。2目の建設改良費5億1,197万3,000円で、全増でございます。

181ページをお願いします。5項住宅費、1目住宅管理費633万4,000円、156万1,000円の減です。

182ページをお願いします。2目の住宅建設費2億2,913万8,000円、2億982万2,000円の増。

183ページをお願いします。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費1億8,055万円、前年同様で同額でございます。

184ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1億4,097万7,000円、これは4,289万7,000円の増でございます。

194ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費4,387万7,000円、187万6,000円の増。

198ページをお願いします。2目の教育振興費2,532万5,000円、105万4,000円の増。

200ページをお願いします。3項中学校費、1目学校管理費1,883万3,000円、102万6,000円の増。

202ページ、2目教育振興費985万8,000円、97万円の増。

205ページ、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費4,107万5,000円、239万円の増。

209ページをお願いします。5項社会教育費、1目社会教育総務費6,679万3,000円、95万2,000円の減。

216ページをお願いします。3目文化財保護費4,407万5,000円、1,340万7,000円の減。

219ページ、4目今帰仁城跡整備事業費1,670万7,000円、1,225万7,000円の減。

220ページをお願いします。5目歴史文化センター974万1,000円、58万4,000円の減。

224ページをお願いします。6目グスク交流センター等費2,702万2,000円、72万4,000円の増です。

226ページをお願いします。6項保健体育費、1目保健体育総務費1億485万4,000円、4,379万3,000円の減。

231ページをお願いします。2目学校給食費1億353万円、575万5,000円の増。

238ページをお願いします。12款公債費、1項公債費、1目元金4億1,806万9,000円、514万7,000円の増。2目利子4,294万2,000円、1,387万6,000円の減。

241ページをお願いします。14項予備費、1項予備費、1目予備費300万円です。前年同額でございます。

以上、一般会計予算の説明を終わります。あとはお目通しいただきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会にすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会時刻 午後2時55分)